

議案第 37 号

ひたちなか市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 2 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

ひたちなか市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成6年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条中「月額で定めるものについては、6,500円を限度とし、日額又は取扱件数によるものについては1日若しくは1件当たり510円」を「5,000円」に、「を支給する」を「とする」に改める。

別表第8項を次のように改める。

8 防疫等作業手当	規則で定める救護,防疫又は防除の作業に従事したとき。
-----------	----------------------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

ひたちなか市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

旧	新	備考																																				
<p>(特殊勤務手当の種類及び業務)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類及び支給対象業務は、別表のとおりとする。</p> <p>(特殊勤務手当の額)</p> <p>第3条 特殊勤務手当の額は、月額で定めるものについては、<u>6,500円を限度とし、日額又は取扱件数によるものについては1日若しくは1件当たり510円を限度として規則で定める額を支給する。</u></p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手当の種類</th> <th style="text-align: center;">支給対象業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市税等整理手当</td> <td>庁外において、規則で定める市税等の滞納整理事務に従事したとき。</td> </tr> <tr> <td>2 社会福祉業務手当</td> <td>社会福祉の現業に関する業務に従事するとき。</td> </tr> <tr> <td>3 行旅死亡人等処理手当</td> <td>行旅死亡人又は変死人の処理に従事したとき。</td> </tr> <tr> <td>4 公害防止業務手当</td> <td>公害防止に係る立入調査、分析資料収集等の業務に従事したとき。</td> </tr> <tr> <td>5 犬、猫等死体処理業務手当</td> <td>犬、猫等の死体処理業務に従事したとき。</td> </tr> <tr> <td>6 し尿、ごみ等廃棄物処理作業手当</td> <td>し尿、ごみ等廃棄物の処理、汚泥清掃又は便槽容積確認調査作業に従事したとき。</td> </tr> <tr> <td>7 建築指導手当</td> <td>出張して建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく違反建築物の取締り及び指導検査業務に従事したとき。</td> </tr> <tr> <td>8 削除</td> <td>削除</td> </tr> </tbody> </table>	手当の種類	支給対象業務	1 市税等整理手当	庁外において、規則で定める市税等の滞納整理事務に従事したとき。	2 社会福祉業務手当	社会福祉の現業に関する業務に従事するとき。	3 行旅死亡人等処理手当	行旅死亡人又は変死人の処理に従事したとき。	4 公害防止業務手当	公害防止に係る立入調査、分析資料収集等の業務に従事したとき。	5 犬、猫等死体処理業務手当	犬、猫等の死体処理業務に従事したとき。	6 し尿、ごみ等廃棄物処理作業手当	し尿、ごみ等廃棄物の処理、汚泥清掃又は便槽容積確認調査作業に従事したとき。	7 建築指導手当	出張して建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく違反建築物の取締り及び指導検査業務に従事したとき。	8 削除	削除	<p>(特殊勤務手当の種類及び業務)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類及び支給対象業務は、別表のとおりとする。</p> <p>(特殊勤務手当の額)</p> <p>第3条 特殊勤務手当の額は、<u>5,000円を限度として規則で定める額とする。</u></p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手当の種類</th> <th style="text-align: center;">支給対象業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市税等整理手当</td> <td>庁外において、規則で定める市税等の滞納整理事務に従事したとき。</td> </tr> <tr> <td>2 社会福祉業務手当</td> <td>社会福祉の現業に関する業務に従事するとき。</td> </tr> <tr> <td>3 行旅死亡人等処理手当</td> <td>行旅死亡人又は変死人の処理に従事したとき。</td> </tr> <tr> <td>4 公害防止業務手当</td> <td>公害防止に係る立入調査、分析資料収集等の業務に従事したとき。</td> </tr> <tr> <td>5 犬、猫等死体処理業務手当</td> <td>犬、猫等の死体処理業務に従事したとき。</td> </tr> <tr> <td>6 し尿、ごみ等廃棄物処理作業手当</td> <td>し尿、ごみ等廃棄物の処理、汚泥清掃又は便槽容積確認調査作業に従事したとき。</td> </tr> <tr> <td>7 建築指導手当</td> <td>出張して建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく違反建築物の取締り及び指導検査業務に従事したとき。</td> </tr> <tr> <td>8 防疫等作業手当</td> <td><u>規則で定める救護、防疫又は防除の作業に従事したとき。</u></td> </tr> </tbody> </table>	手当の種類	支給対象業務	1 市税等整理手当	庁外において、規則で定める市税等の滞納整理事務に従事したとき。	2 社会福祉業務手当	社会福祉の現業に関する業務に従事するとき。	3 行旅死亡人等処理手当	行旅死亡人又は変死人の処理に従事したとき。	4 公害防止業務手当	公害防止に係る立入調査、分析資料収集等の業務に従事したとき。	5 犬、猫等死体処理業務手当	犬、猫等の死体処理業務に従事したとき。	6 し尿、ごみ等廃棄物処理作業手当	し尿、ごみ等廃棄物の処理、汚泥清掃又は便槽容積確認調査作業に従事したとき。	7 建築指導手当	出張して建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく違反建築物の取締り及び指導検査業務に従事したとき。	8 防疫等作業手当	<u>規則で定める救護、防疫又は防除の作業に従事したとき。</u>	
手当の種類	支給対象業務																																					
1 市税等整理手当	庁外において、規則で定める市税等の滞納整理事務に従事したとき。																																					
2 社会福祉業務手当	社会福祉の現業に関する業務に従事するとき。																																					
3 行旅死亡人等処理手当	行旅死亡人又は変死人の処理に従事したとき。																																					
4 公害防止業務手当	公害防止に係る立入調査、分析資料収集等の業務に従事したとき。																																					
5 犬、猫等死体処理業務手当	犬、猫等の死体処理業務に従事したとき。																																					
6 し尿、ごみ等廃棄物処理作業手当	し尿、ごみ等廃棄物の処理、汚泥清掃又は便槽容積確認調査作業に従事したとき。																																					
7 建築指導手当	出張して建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく違反建築物の取締り及び指導検査業務に従事したとき。																																					
8 削除	削除																																					
手当の種類	支給対象業務																																					
1 市税等整理手当	庁外において、規則で定める市税等の滞納整理事務に従事したとき。																																					
2 社会福祉業務手当	社会福祉の現業に関する業務に従事するとき。																																					
3 行旅死亡人等処理手当	行旅死亡人又は変死人の処理に従事したとき。																																					
4 公害防止業務手当	公害防止に係る立入調査、分析資料収集等の業務に従事したとき。																																					
5 犬、猫等死体処理業務手当	犬、猫等の死体処理業務に従事したとき。																																					
6 し尿、ごみ等廃棄物処理作業手当	し尿、ごみ等廃棄物の処理、汚泥清掃又は便槽容積確認調査作業に従事したとき。																																					
7 建築指導手当	出張して建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく違反建築物の取締り及び指導検査業務に従事したとき。																																					
8 防疫等作業手当	<u>規則で定める救護、防疫又は防除の作業に従事したとき。</u>																																					